

鹿沼市における自治会への加入促進に関する協定書

鹿沼市自治会連合会（以下「自治連」という。）、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）及び鹿沼市（以下「市」という。）は、地域住民の自治会への加入促進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自治連、協会及び市が相互に連携・協力し、地域住民の自治会への加入促進に取り組むことにより、自治会の組織強化及び活性化を図るとともに、地域力を育み、もって、持続可能な地域の構築及び住み良い魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

（役割分担）

第2条 自治連及び市は、協会に対し、自治会への加入促進用チラシその他の資材を提供するほか、加入促進活動の円滑な実施に必要な協力をを行うものとする。

2 協会は、鹿沼市内で住宅の販売、賃貸住宅の管理・仲介等を行う場合は、入居者に対して自治会への加入促進用チラシの配布等を行い、自治会への加入を促すよう努めるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、自治連、協会及び市は、意見交換会を開催し、相互に連携・協力して自治会への加入促進及びより良い地域づくりのために必要な事業に取り組むものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1か月前までに、自治連、協会及び市のいずれからも改廃の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項については、自治連、協会及び市が協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、自治連、協会及び市が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月18日

栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市自治会連合会

会長 奈良部 實

栃木県宇都宮市西一の沢町6番27号
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会

会長 青木 亨

栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市

市長 虹藤 行徳